## 「改訂3版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
69	第1編第1章制度の意義 上から2行目	賃貸住宅管理業 <u>者</u> 登録規程	賃貸住宅管理業登録規程
69	第1編第1章制度の意義 下から2行目	~Q&Aも、規程および準則と一体をなして、登録制	~Q&Aも、規則および準則と一体をなして、登録制
123	第1編第5章賃貸不動産経営管理士の役割 上から7行目	借主に対する <u>管理事務の説明</u> 業務	借主に対する「重要事項説明」業務
275	第3編第2章 Ⅱ「4 復委任の内容」 下から1行目と 3行目	<u>委</u> 託者	依託者
432	第5編第1章賃貸借契約 15行目	マンション標準管理規約第19条第2項	マンション標準管理規約第18条第2項
445	第5編第2章貸主の義務(借主の権利) 9行目	講じておく	講じて奥
456	第5編第2章貸主の義務(借主の権利) 6行目	有益費の償還	必要費の償還
496	第5編第5章契約期間の更新 28行目	期間の定めがない建物の賃貸借とみなす」	期間の定めがない建物とみなす」
531	第5編第6章賃貸借契約の終了 7行目	「更新をしない旨の通知」、	「更新をしない旨の通知」をしなかったとき、
557	第5編第8章建物の所有権移転 26行目	この場合にも対抗要件が <u>ない</u> 場合と同様に、	この場合にも対抗要件が場合と同様に、
572	第5編第10章連帯保証 14行目から15行目にかけて	主たる債務者から債権回収を図れば足りる。	主たる債権者から債権回収を図れば足りる。
572	第5編第10章連帯保証(3)補充性 16行目	(民法第 <u>446</u> 条)	(民法第466条)
661	第6編第2章Ⅳ1「③管理受託方式」の場合について」 22行目	法律 <u>事務</u>	法律
686	第6編第2章 V「5 未収賃料の経理上の処理」 一番下の行	賃貸 <u>借契約</u> の解除	賃貸 <u>状況</u> の解除
791	第7編第2章Ⅱ「4 耐震診断・補強」の一覧表の下から2行目、1行目	3/4以上→1/2超(過半数)	( 4/5から1/2に変更)
806	第7編第3章 I「1 給水設備等」 下から5行目	<u>814</u> 頁	722頁
827	第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」 上から2行目	伸 <u>頂</u> 通気方式	伸長通気方式
827	第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」 図(賃貸マンションの排水・気設備 (案)の説明	伸 <u>頂</u> 通気管	伸長通気管
956	第8編第4章賃貸不動産経営と税金一覧表2段目、4段目、6段目の差引所得額(※ただし、1段目、3段目、5段目の差引所得額はそのままなのでご注意ください)	差引 <u>収支</u> 額	差引所得額
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から4行目	通常の取得費に	通常の譲渡費に
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から21行目 (j. 損益通算の 4行目)	譲渡による <u>所得</u> 以外の所得	譲渡による取得以外の所得
983	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 下から3行目	(平成 <u>32年</u> 12月31日)	(平成29年3月31日)
987	第8編第4章賃貸不動産経営と税金 ②相続税の税率 の表中	各法定相続人の <u>取</u> 得金額	各法定相続人の所得金額
			2018 08 24現在